

## 福祉教育推進事業実施要綱

(目的)

**第1条** 市内小・中学校及び高等学校の児童・生徒に社会福祉への理解と関心を高め、思いやりとやさしさを養い社会福祉奉仕の実践力を身につけることを目的として福祉教育推進協力校を指定する。

(事業内容)

**第2条** 福祉教育推進協力校における活動は、それぞれの学校と地域の実情に合わせ、概ね次のような、社会福祉に関する活動を行うものとする。

- (1) 福祉講演会の開催や学校新聞を利用した広報・啓発活動
- (2) 社会福祉施設等への訪問による入所者との交流や介護等の体験活動
- (3) 体育祭、文化祭などの学校行事等への高齢者、障害児(者)等の招待
- (4) 近隣地域においての各種のボランティア活動
- (5) 社会福祉関係行事等への参加
- (6) その他必要な事業

(助成金の額)

**第3条** 前第2条の事業実施に要する費用として25,000円から85,000円の範囲内で助成する。

(助成金の交付申請)

**第4条** 助成金の交付を受けようとする福祉教育推進協力校の長(以下「学校長」という。)は、福祉教育推進協力校活動助成金交付申請書(様式第1号)に社会福祉法人西条市社会福祉協議会(以下「本会」という。)会長が必要と認める書類を添付して、本会会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

**第5条** 本会会長は、前条による助成金交付申請書を受理したときは、これを審査し適当と認めたときは、学校長に対し助成金の交付を通知するものとする。

(助成金の請求)

**第6条** 学校長は、前条による通知を受けたときは、速やかに助成金請求書(様式第2号)を本会会長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

**第7条** 本会会長は、前条による助成金請求書を受理したときは、助成金を交付するものと

する。

(実績報告)

**第8条** 学校長は、事業完了後速やかに事業実績報告書（様式第3号）に本会会長が必要と認める書類を添付して、本会会長に提出しなければならない。

(助成金の確定)

**第9条** 本会会長は、前条による事業実績報告書を受理したときは、助成金の額を確定し、学校長に対し通知するものとする。

(助成金の返還等)

**第10条** 本会会長は、福祉教育推進協力校が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に交付している助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に定める条件に違反したとき。
- (2) この要綱により本会会長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 助成金を目的外に使用したとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。